

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第11号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書</u>によるものとする。</p> <p>別表（第13条、附則第3条、第6条関係）</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）</p>				<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、<u>保育所等入所申込書（保育台帳）兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書</u>によるものとする。</p> <p>別表（第13条、附則第3条、第6条関係）</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）</p>			
支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 1人当たり		支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 1人当たり	
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
C ₁	A階層を除き当年度分（4月分から8月までの月分については、前年度分）の市町村	77,101円未満世帯（ひとり親世帯等）	<u>3,000</u>	C ₁	A階層を除き当年度分（4月分から8月までの月分については、前年度分）の市町村	77,101円未満世帯（ひとり親世帯等）	<u>5,250</u>
C ₂	村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	C ₂	村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>
D	村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	D	村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>
E	村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	E	村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）

支給認定保護者の属する世帯の 階層区分		利用者負担額（月額）1人当たり				
		3歳児		4、5歳児		
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
C ₁	A階層 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
C ₂	を除き <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₁	当年度 分（4 月から 8月ま での月 分につ いて は、前 年度 分）の 市町村	55,000円未満 (ひとり親世帯等)	3,000	2,700	3,000	2,700
D ₂	月から <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₃	8月ま での月 分につ いて は、前 年度 分）の 市町村	57,700円未満 (ひとり親世帯等)	3,000	2,700	3,000	2,700
D ₄	分につ いて は、前 年度 分）の 市町村	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₅	い て は、前 年度 分）の 市町村	61,000円未満 (ひとり親世帯等)	3,000	2,700	3,000	2,700
D ₆	年 度 分）の 市町村	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₇	分）の 市町村	77,101円未満 (ひとり親世帯等)	3,000	2,700	3,000	2,700

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）

支給認定保護者の属する世帯の 階層区分		利用者負担額（月額）1人当たり				
		3歳児		4、5歳児		
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
C ₁	A階層 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
C ₂	を除き <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₁	当年度 分（4 月から 8月ま での月 分につ いて は、前 年度 分）の 市町村	55,000円未満 (ひとり親世帯等)	4,500	4,250	4,500	4,250
D ₂	月から <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₃	8月ま での月 分につ いて は、前 年度 分）の 市町村	57,700円未満 (ひとり親世帯等)	5,500	5,000	5,500	5,000
D ₄	分につ いて は、前 年度 分）の 市町村	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₅	い て は、前 年度 分）の 市町村	61,000円未満 (ひとり親世帯等)	5,500	5,000	5,500	5,000
D ₆	年 度 分）の 市町村	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
D ₇	分）の 市町村	77,101円未満 (ひとり親世帯等)	7,500	7,000	7,500	7,000

<省略> 国税所 得割の 課税世 帯であ って、 その所 得割の 額の区 分が次 の区分 に該当 する世 帯	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略> 国税所 得割の 課税世 帯であ って、 その所 得割の 額の区 分が次 の区分 に該当 する世 帯	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）						(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）					
支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）1人当たり			支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）1人当たり		
			保育標準時間	保育短時間					保育標準時間	保育短時間	
C ₁	A 階層	<省略>	<省略>	<省略>		C ₁	A 階層	<省略>	<省略>	<省略>	
C ₂	を除き	<省略>	<省略>	<省略>		C ₂	を除き	<省略>	<省略>	<省略>	

D ₁	当年度分(4月	55,000円未満(ひとり親世帯等)	<u>4,500</u>	<u>4,250</u>	D ₁	当年度分(4月	55,000円未満(ひとり親世帯等)	<u>5,500</u>	<u>5,250</u>
D ₂	から8	<省略>	<省略>	<省略>	D ₂	から8	<省略>	<省略>	<省略>
D ₃	月までの月分	57,700円未満(ひとり親世帯等)	<u>4,500</u>	<u>4,250</u>	D ₃	月までの月分	57,700円未満(ひとり親世帯等)	<u>6,000</u>	<u>5,500</u>
D ₄	については、前年度分)	<省略>	<省略>	<省略>	D ₄	については、前年度分)	<省略>	<省略>	<省略>
D ₅	の市町村	61,000円未満(ひとり親世帯等)	<u>4,500</u>	<u>4,250</u>	D ₅	の市町村	61,000円未満(ひとり親世帯等)	<u>6,000</u>	<u>5,500</u>
D ₆	村民税	<省略>	<省略>	<省略>	D ₆	村民税	<省略>	<省略>	<省略>
D ₇	所得割	77,101円未満(ひとり親世帯等)	<u>4,500</u>	<u>4,250</u>	D ₇	所得割	77,101円未満(ひとり親世帯等)	<u>8,000</u>	<u>7,500</u>
<省略>	の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	<省略>

備考

1から6まで <省略>

7 この表の「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親（(1)の表に係る部分にあつては、同法第6条の4第1項第1号に規定する養育里親に限る。）であつて、支給認定保護者（法19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に限る。）をいう。

8 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記表(1)の表中、B₂階層からC₂階層までの区分における世帯においては、特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いるときは、上記の表（(1)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) <省略>	<省略>
(2) 上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表（(1)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額×0.5（B ₂ 階層又はC ₁ 階層に属する世帯の場合は、0円）
(3) <省略>	<省略>

9 <省略>

<省略>

10 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども

備考

1から6まで <省略>

7 この表の「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親（(1)の表に係る部分にあつては、同法第6条の4第2項に規定する養育里親に限る。）であつて、支給認定保護者（法19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に限る。）をいう。

8 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記表(1)の表中、B₂階層からC₂階層までの区分における世帯においては、特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いるときは、上記の表（(1)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) <省略>	<省略>
(2) 上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表（(1)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額×0.5（C ₁ 階層に属する世帯の場合は、0円）
(3) <省略>	<省略>

9 <省略>

<省略>

10 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども

に係る利用者負担額は、上記表(2)(3)の表中B₂階層からD₅階層まで又はD₇階層の区分における世帯においては、特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

に係る利用者負担額は、上記表(2)(3)の表中B₂階層からD₅階層まで又はD₇階層の区分における世帯においては、特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第1欄	第2欄
(1) <省略>	<省略>	(1) <省略>	<省略>
(2) 上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額×0.5（B ₂ 階層、C ₁ 階層、D ₁ 階層、D ₃ 階層、D ₅ 階層又はD ₇ 階層に属する世帯の場合は、0円）	(2) 上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額×0.5（C ₁ 階層、D ₁ 階層、D ₃ 階層、D ₅ 階層又はD ₇ 階層に属する世帯の場合は、0円）
(3) <省略>	<省略>	(3) <省略>	<省略>
11から13まで <省略>		11から13まで <省略>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。